

平成18事業年度

# 事業報告書

日本司法支援センター

## ～ 事業報告書目次 ～

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	2
ア	情報提供業務	2
イ	民事法律扶助業務	2
ウ	国選弁護関連業務	2
エ	司法過疎対策業務	2
オ	犯罪被害者支援業務	2
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	2
2	法人の組織	3
	【資料1】「日本司法支援センター（法テラス）全国事務所 所在地一覧」	
3	法人の沿革	4
	【資料2】「日本司法支援センター業務開始までのあゆみ」	
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員状況	4
8	職員状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	5
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画の作成	5
ア	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	5
イ	業務運営の効率化に関する事項	5
ウ	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	6

2	平成18年度日本司法支援センター一年度計画	6
	ア 総合法律支援の充実のための措置に関する事項	6
	イ 業務運営の効率化に関する事項	7
	ウ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7
IV	平成18年度の事業概要	8
1	総括	8
	(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	8
	(2) 地方協議会の開催	8
	(3) 常勤弁護士確保	8
	【資料3】「常勤弁護士配置先一覧（平成18年度）」	
	【資料4】「常勤弁護士就職説明会等実施状況」	
2	各業務	9
	(1) 情報提供業務	9
	ア 業務の概要	9
	イ 電話による情報提供	9
	【資料5】「平成18年度受電件数の推移」	
	【資料6】「平成18年度受電内容の推移」	
	【資料7】「平成19年3月における相談分野の概要」	
	【資料8】「平成19年3月における関係機関紹介状況」	
	ウ 面談による情報提供	10
	エ その他の方法による情報提供	11
	オ 関係機関との連携・協力関係	11
	(2) 民事法律扶助業務	12
	ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	12
	【資料9】「援助申込状況、援助決定件数等状況」	
	【資料10】「最近5年間の援助決定件数の推移」	
	イ 契約弁護士・司法書士数	13
	【資料11】「契約弁護士数、契約司法書士数」	
	ウ 援助を受けた人の特徴	13
	【資料12】「援助を受けた人の年齢、性別、職業、収入、公的給付」	

エ	代理援助事件・書類作成援助事件の状況	13
	【資料13】「代理援助事件の事件別内訳」	
	【資料14】「書類作成援助事件の事件別内訳」	
	【資料15】「支払保証立担保実績」	
	【資料16】「代理援助事件の結果別内訳」	
オ	不服申立てと再審査	13
	【資料17】「不服申立と再審査（結果別内訳）」	
カ	立替金等の状況	14
	【資料18】「立替金残高表」	
	【資料19】「法律相談費」	
	【資料20】「代理援助立替金実績」	
	【資料21】「書類作成援助立替金実績」	
キ	民事法律扶助事業の推移	14
	【資料22】「民事法律扶助事業立替金及び償還金の推移（年度別）」	
	【資料23】「申込件数・援助決定件数・法律相談件数（年度別）」	
(3)	国選弁護関連業務	14
ア	弁護士との国選弁護人契約の締結	14
	【資料24】「国選弁護人契約弁護士数の推移」	
イ	国選弁護人候補の指名・通知	16
	【資料25】「国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）」	
ウ	国選弁護人に対する報酬及び費用の算定	16
	【資料26】「国選弁護報酬基準の概要」	
	【資料27】「被疑者・被告人別算定件数」	
	【資料28】「国選弁護人報酬等算定件数（審級別）」	
	【資料29】「国選弁護人報酬等に対する不服申立件数」	
(4)	司法過疎対策	18
	【資料30】「常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況」	
(5)	犯罪被害者支援	18
	【資料31】「コールセンターにおける問い合わせ件数」	
	【資料32】「犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪・刑事事件」の問い合わせに係る紹介先」	
	【資料33】「地方事務所における「犯罪・刑事事件」に関する問い合わせ件数」	

V	平成18年度における業務実績	20
1	総合法律支援の充実	20
(1)	総括	20
ア	業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	20
イ	地方協議会の開催	21
ウ	常勤弁護士の確保	21
(2)	情報提供・関係機関連携強化	24
ア	相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築	24
	【資料34】「各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等」	
イ	連携指数の上昇	24
	【資料35】「平成18年度地方協議会開催一覧」	
(3)	民事法律扶助	25
	民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保	25
(4)	国選弁護人確保	26
ア	弁護士に対する説明会の実施	26
イ	常勤弁護士の採用・常駐	27
(5)	司法過疎対策	27
ア	地域事務所の設置	27
イ	常勤弁護士の巡回	28
(6)	犯罪被害者支援	29
2	業務運営の効率化	30
(1)	総括	30
(2)	情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	31
ア	コールセンターの設置	31
イ	関係機関・団体データベースの活用等	31
(3)	民事法律扶助・国選弁護人確保	32
ア	常勤弁護士採用のための基盤整備	32
イ	常勤弁護士確保に向けた説明会の実施	32
ウ	常勤弁護士の活動のための環境整備	33
エ	常勤弁護士に対する実務研修の実施	34
オ	国選弁護人契約における一括契約に関する取組	34
(4)	司法過疎対策	35

3	提供するサービスその他の業務の質の向上	35
(1)	情報提供	35
	ア FAQの充実等	35
	【資料36】「地方事務所におけるアンケート結果」	
	イ 即日中の情報提供	36
	【資料37】「地方事務所の窓口対応専門職員」	
(2)	民事法律扶助	36
	ア 援助審査の合理化	36
	イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供	37
	ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施	37
(3)	国選辩护人確保	37
	ア 関係機関との定期的な協議	37
	イ 指名通知に関する目標時間の設定等	38
	ウ 国選辩护人契約弁護士に対する研修の実施	39
(4)	犯罪被害者支援	39
	ア 地方事務所の職員に関する事項	39
	イ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取に関する事項	41
	ウ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保に関する事項	43
	エ 民事法律扶助制度の利用に関する事項	43
(5)	司法過疎対策	44
(6)	関係機関連携強化	44
4	予算、収支計画及び資金計画	44
5	短期借入金の限度額	44
6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	44
7	剰余金の使途	44
8	その他法務省令で定める業務運営に関する事項	45
(1)	施設・設備に関する計画	45
(2)	人事に関する計画	45
	ア 常勤弁護士の確保状況等	45
	イ 職員の確保状況等	46

以上

## I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援法に基づいて平成18年4月に設立され、半年間の準備期間を経て同年10月から業務を開始し、現在に至っている。平成18年度業務報告書である本報告書は、したがって、同年10月から平成19年3月までの6か月間における業務の実績と成果を取りまとめたものである。

現在、日本の社会は、市民が行政の保護の客体として暮らす「事前規制型」社会から、市民が社会の主體的な構成員として暮らし、様々な紛争についても、社会のルールである法律を主體的に利用することで解決を図る「事後救済型」社会へと変わりつつある。支援センターは、こうした社会の変化に伴って、「法による紛争の解決」が一層重要となることから、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して設立された法人であり、その業務の目標は、司法を利用者にとって身近なもの、使いやすいものとする、とりわけ、解決すべき問題をかかえながら、解決のための道筋が見つけられない方々のために、法による解決に向けた道しるべとしての役割を果たすことにある。

そのような位置づけのもとで設立された支援センターは、設立後の半年間において、全国に地方事務所を配置して、業務開始に向けた人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規定類を整備し、平成18年10月から、コールセンターをはじめとする全国の事務所で業務を開始し、様々な試行を重ねつつ、初年度における業務を終えた。本報告書は、そうした準備作業の概要を含め、支援センターの初年度における業務の実績と成果を報告するものである。

## Ⅱ 日本司法支援センターの概要

### 1 業務の内容

総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、主に次のような業務を行う。

#### (1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

##### ア 情報提供業務

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供する業務。

##### イ 民事法律扶助業務

資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う業務。

##### ウ 国選弁護関連業務

国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の支払いなどを行う業務。

##### エ 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない地域において、支援センターに勤務する「常勤弁護士」が常駐又は巡回し、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

##### オ 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方や、ご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

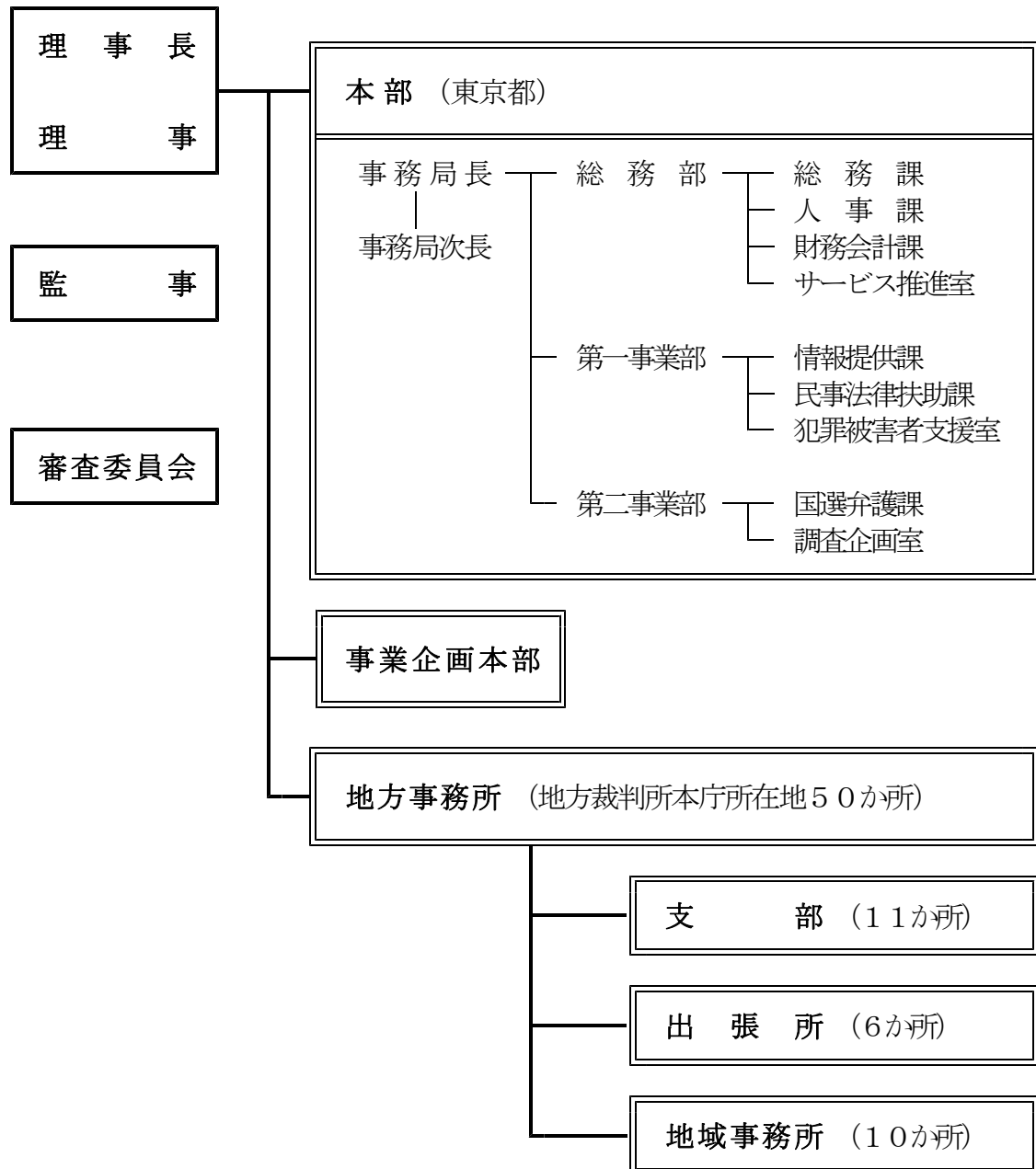
#### (2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

国、地方公共団体等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務（平成18年度は実績なし。）。



## 2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成19年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

【資料1】「日本司法支援センター（法テラス）全国事務所所在地一覧」

### 3 法人の沿革

平成18年4月10日 日本司法支援センター設立

※ 日本司法支援センターの業務開始までの沿革については、【資料2】のとおりである。

【資料2】「日本司法支援センター業務開始までのあゆみ」

### 4 根拠法

総合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

### 5 主務大臣

法務大臣

### 6 資本金

3億5千1百万円（政府全額出資）

### 7 役員状況

理事長	金平輝子	（平成18年4月10日就任）
理事（常勤）	寺井一弘	（ 〃 ）
同（非常勤）	軍司育雄	（ 〃 ）
同（ 〃 ）	岩瀬徹	（ 〃 ）
同（ 〃 ）	西川元啓	（ 〃 ）
監事（非常勤）	馬場義宣	（ 〃 ）
監事（ 〃 ）	羽田悦朗	（ 〃 ）

### 8 職員状況

常勤職員数 397名（平成19年3月31日現在）

### Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

#### 1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画の作成

平成18年4月10日、法務大臣から、同日から平成22年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を指示された。これを受け、支援センターは、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、同月14日、その認可申請を行った。日本司法支援センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）の審議等を経て、同月28日、中期計画は認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

##### ア 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 全国の地方事務所単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。
- 地方事務所単位で、平均68機関以上の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
- 国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 地方事務所単位で、平均12機関以上の犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。

##### イ 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、効率的かつ円滑に業務を遂行すること。
- 情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置すること。
- 民事法律扶助・国選弁護の事件処理に対応する所要の常勤弁護士を確保すること。

- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。
- ウ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 情報データベース及びFAQ（Frequently Asked Question（よくある質問と答））データベースの情報量を平成18年度から平成21年度までの間に20%以上増大すること。
  - 情報提供業務に関し、利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
  - 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから代理人選任までの期間を短縮すること。また、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
  - 国選辩护人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。また、各事業年度に1回以上、国選辩护人契約弁護士を対象とする研修を実施すること。
  - 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
  - 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。
  - 地方事務所単位で、連携関係にある全ての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上（裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上）、協議を行うこと。

## 2 平成18年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成18年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、7月31日、法務大臣に届け出た。その概要は以下のとおりである。

- ア 総合法律支援の充実のための措置に関する事項
  - 地方事務所単位で、1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
  - 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすること。
  - 地方事務所単位で、平均68機関以上の機関・団体と連携・協力関係を構築し、連携指数の算出方法に関する検討を行うこと。

- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
  - 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
  - 契約弁護士獲得のため、弁護士に対する説明会を実施し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させること。
  - 実質的な「弁護士ゼロワン地域」に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
  - 地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築すること。
- イ 業務運営の効率化に関する事項
- 東京都にコールセンターを設置し、情報提供業務を一元的に行うこと。
  - 常勤弁護士確保のために、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施し、常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を1回以上実施すること。
  - 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、一括契約に基づく事件処理の実務運用について、関係機関との間で協議を行うこと。
- ウ 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答（FAQ）を作成すること。
  - コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めること。
  - 民事法律扶助の援助審査の方法を合理化すること。
  - 各地方事務所単位で、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
  - 国選弁護人確保について、地方事務所単位で、関係機関との定期的な協議の場を1回以上設定すること。
  - 地方事務所単位で、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。
  - 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置し、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
  - 犯罪被害者等の意見を聴取する機会を地方事務所単位で1回以上設けること。

## IV 平成18年度の事業概要

### 1 総括

#### (1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

平成18年度は、支援センターの設立初年度であったことから、業務開始を周知するとともに、業務内容等に関する国民の認知度を高めるために様々な広報活動を行った。

さらに、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、支援センターに寄せられた利用者からの様々なご意見・ご要望等を集約し、今後の業務改善に役立てるべく、本部内にサービス推進室を設置するとともに、「苦情等取扱規程」を定め、利用者のご意見等について、本部及び全国の地方事務所で統一的に取扱うための態勢整備を図った。

また、組織横断的に業務改善に向けた検討を行うため、本部内に業務改善推進ワーキンググループを設置した。

#### (2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体等との連携を強化するため、全国の地方事務所等において、地方協議会を開催した。

#### (3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士である（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条）。

平成18年度に採用した常勤弁護士は、合計24名であり、【資料3】のとおり、合計22か所の事務所に配置した。

#### 【資料3】「常勤弁護士配置先一覧（平成18年度）」

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手であり、有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、【資料4】のとおり、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院等の協力を得て、平成18年度に、合計40回余りにわたり、のべ4000名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生等を対象として説明会を実施した。

また、日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を修了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する新

制度を導入することとし、支援センターの常勤弁護士に強い関心・興味が見られる司法修習生を対象とした積極的なリクルートを行っている。

【資料4】「常勤弁護士就職説明会等実施状況」

## 2 各業務

### (1) 情報提供業務

#### ア 業務の概要

情報提供業務は、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの（法制度情報）及び②弁護士、司法書士等隣接法律専門職者等の業務等に関するもの（関係機関・団体情報）を内容とする情報を提供するものである。なお、情報提供業務として、紛争の内容に応じて、勝訴の見込み等も含めて法的判断を行い、採るべき手段をアドバイスするといった法律相談は行わない。これは、支援センターが、関係機関・団体等とネットワークを作って市民に法律サービスを提供できるようにする補充的なものだからである。ただし、民事法律扶助業務として一定の資力基準に当てはまる方に対する無料法律相談や、司法過疎対策として弁護士や司法書士がいないなどの理由で法律サービスを受けることが難しい地域における有料での法律相談は行うことになっている。

およそ情報を提供する方法としては、大きく電話と面談という二つの方法が考えられるが、情報提供業務においても、主に両者の方法により情報を提供している。

#### イ 電話による情報提供

法的トラブルを抱えてお困りの方の利便性、今日における携帯電話の普及状況等を踏まえると、電話による情報提供のニーズは高い。そして、その利用数は、他の法的な相談窓口の調査、これまで行った電話による情報提供業務の試行の結果等から、相当数に上ると考えられる。

そこで、コールセンターを設置し、電話による情報提供を集中的・効率的に行うこととした。

つまり、法的トラブルを抱えて支援センターに問い合わせをしようとする方を、広報等によりできる限り電話に誘導し（パンフレット等において、「法的トラブルでお困りの方、まずは、0570-078374（おなやみなし）にお問い合わせください。専門のオペレーターが解決への道案内をします。」などと広報し）、全国一カ所に設けられたコールセンターで電話の対応をすることとした。コールセンターにおいて、電話に出るのは、オペレーターである。オペレーターは、FAQや関係機関・団体データベースにより、法的トラブル解決に役立つ法制度や最適な関係機関・団体等の情報を提供する。業務開始当初、このFAQを、地方公共団体、警察等

に寄せられている相談案件を分析し、1,514問用意した。ただし、その相談案件は、既存の地域に密着し根付いた相談やあっせん、仲裁等を行う法律相談窓口に寄せられたものであるのに対し、支援センターの行う情報提供は、全くの新規業務であり、かつ、法律相談まで行わない等の特殊性があるので、当初から十全なFAQというわけではない。そのような事情等から、オペレーターには、法的知識や相談経験を有する消費生活相談資格者（地方公共団体の消費生活センター等で働くための消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー・コンサルタントといった資格を持った者）を主に採用することとした。

情報提供自体は無料である。電話代は、利用者の負担となるが、家庭等の固定電話からであれば、全国どこからでも、市内電話料金程度（3分間8.5円（税別））の通話料で利用することができる。電話番号は、一般用として「0570-078374（おなやみなし）」という覚えやすい番号を用意している。

また、仕事等を持った市民も利用しやすいように、平日は9時から21時まで、土曜日も9時から17時まで受け付けている。

さらに、複雑困難な法律問題にも対応することができるように、日本弁護士連合会の協力により、コールセンター内に弁護士が常駐しており、オペレーターに法律的なアドバイスを行ったり、新規のFAQの作成を行ったりしている。

なお、平成18年度のコールセンターにおける情報提供の概要は、【資料5】ないし【資料8】のとおりである。

【資料5】「平成18年度受電件数の推移」

【資料6】「平成18年度受電内容の推移」

【資料7】「平成19年3月における相談分野の概要」

【資料8】「平成19年3月における関係機関紹介状況」

#### ウ 面談による情報提供

情報提供は、広報等によりできる限り電話に誘導することとしているが、地方の関係機関・団体の相談窓口の実情等を考慮しなければ案内できないような問い合わせ、電話では要領を得ないような問い合わせ、契約書等を見なければ回答できないような複雑な問い合わせ等については、コールセンターにおいて利用者のお近くの地方事務所を紹介し、窓口へ誘導することとしている。また、電話することなく事務所を訪れる方、身近な地方事務所に直接電話をかけてこられる方も相当数おられる。そこで、窓口職員にも、オペレーターと同様、消費生活相談資格者等を主たる給源とする者を当てている。

また、利用者の利便性を考慮し、地方事務所の情報提供窓口は予約優先



制とした。そのようにすることが、情報提供の効率化にもつながることとなる。

#### エ その他の方法による情報提供

近年のインターネット及びこれを利用したメールの普及にかんがみ、平成19年に入ってからメールによる情報提供も行っている。また、コールセンター等で使用しているFAQの内、紹介の多い上位約300問と関係機関・団体データベースについてもホームページで公開している。その他、コールセンターが業務を行っていない時間帯には、その時間に業務を行っている関係機関・団体の相談窓口を紹介する音声・ファックス応答サービスも行っている。

#### オ 関係機関との連携・強力関係

上記のとおり、情報提供業務の内容は、様々な法的トラブルを解決するための法制度と相談窓口を設置している機関・団体の情報の提供である。紛争の内容に応じて、勝訴の見込み等も含めて法的判断を行い、採るべき手段をアドバイスするといった法律相談は行わない。したがって、利用者は、支援センターの紹介した関係機関・団体の相談窓口において法律相談等を受け、トラブルの解消を目指すこととなり、支援センターにおいては、より多くの相談窓口設置機関・団体と連携を図り、協力関係を構築する必要がある。

そこで、中央レベル、地方レベルの双方において、会議、協議会を開催するなどして、相談窓口設置機関・団体の理解を求め、より緊密な連携・協力関係を構築する必要がある。すなわち、中央レベルにおいては、法務省と連携し、内閣官房司法制度改革推進室が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催を要望するなどし、地方レベルにおいては、総合法律支援法第32条第4項に規定する（地方）協議会を開催し、各地における相談窓口設置機関・団体を招へいし、その場において、連携・協力関係構築に関する理解を求めるとする必要がある。

また、関係機関・団体において、同所を訪れた専門分野外の利用者に対し支援センターを紹介しても、支援センターにおいては、主に関係機関・団体の紹介を行うことから、利用者はさらに他の機関・団体に行かなければならず、たらい回し感を与えかねない。そこで、関係機関・団体において、上記のとおり支援センターのホームページ上で公開している関係機関・団体データベースを利用し、直接、最適な相談機関を紹介することができるようにすることが適切である。

さらに、利用することができる環境を整えるだけでは不十分であり、この点に関し、関係機関・団体に対する周知を徹底する必要がある。

## (2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象として、無料法律相談を実施する法律相談援助、民事裁判等手続の準備及び追行のための費用等を立替払い等する代理援助及び民事裁判等手続に必要な書類の作成のための費用等を立替払い等する書類作成援助の3個の業務を主な柱とする。支援センターは、従来、財団法人法律扶助協会が民事法律扶助法に基づき実施してきたこの業務を、平成18年10月2日に同協会より承継したものである。

民事法律扶助による援助を受けようとする人は、各地の地方事務所、指定相談場所又は事務所相談登録弁護士若しくは事務所相談登録司法書士の事務所においてその申込を行い、資力の審査を経た後に法律相談援助を受ける。法律相談援助の結果、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは、法律相談担当者により事件調書が作成され、地方扶助審査委員の審査に付される。援助要件としては、

- ① 申込者が資力に乏しい国民等であること
- ② 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

の3つがあり、①の資力基準については、業務方法書（平成18年5月25日法務大臣認可）別表1に具体的に定められている。

代理援助又は書類作成援助の開始決定がなされると、地方事務所長は、受任予定者契約又は受託予定者契約を締結している契約弁護士・司法書士の中から、受任者等となるべき者を選任し、業務方法書別表2に定める立替基準に従って決定した報酬及び実費を立替える。常勤弁護士が受任者となる場合には、その立替えに代えて、報酬及び実費に相当する額（代理援助負担金）を申込者が支援センターに支払うことを約してもらう。

事件の処理は、通常の私選事件と同様の手続でされるが、事件の着手時に着手報告が、終結時に終結報告が、受任者等より支援センターに対してなされる。被援助者は、立替金について、事件進行中も毎月一定額を郵便局の自動払込手続により償還することとなるが、生活保護受給者やこれに準ずる程度に生計が困難である者は事件終了まで償還の猶予を受けることができる。事件が終結すると、地方扶助審査委員の審査に付されて報酬金が決定される。事件の終結後も資力の回復が見込めない場合には、一定の要件の下で立替金・代理援助負担金の償還免除を受けることができる。

### ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成18年度の法律相談援助実施件数は64,837件、代理援助開始決定件数は32,768件、書類作成援助開始決定件数は2,024件であった。いずれも、直前の6か月間における財団法人法律扶助協会の実績と比べて増加している。また、同協会の実績を含む最近5年間の状況をみても、援助開始決定

件数は一貫して増加傾向にある。地方事務所別に見れば、大都市圏にない地方事務所において、増加の程度がより大きい傾向が見られる。

【資料9】「援助申込状況、援助決定件数等状況」

【資料10】「最近5年間の援助決定件数の推移」

#### イ 契約弁護士・司法書士数

支援センターでは、上記の常勤弁護士の確保と併せて、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、本年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は8,523名、契約司法書士数（受託予定者契約）は3,463名となった。

【資料11】「契約弁護士数、契約司法書士数」

#### ウ 援助を受けた人の特徴

代理援助・書類作成援助を受けた人は、女性が57%、男性が43%と、女性の比率が高い。

年代別に見ると、男性は30歳代以上の各年齢区分にほぼ満遍なく分布しているのに対し、女性は30歳代が最も比率が高く、次いで40歳代が多い。

収入については、無収入の人が23.1%で、月額10万円以下の収入の人と合わせると38.2%を占める。また、生活保護受給者の割合は12.0%であった。

【資料12】「援助を受けた人の年齢、性別、職業、収入、公的給付」

#### エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況

事件別に見ると、代理援助では、自己破産事件が58.2%、次いで離婚事件が11.3%となっている。書類作成援助では94.1%が自己破産事件となっている。また、保全事件の担保提供は原則として支払保証の方法によっているが、平成18年度にこれを行ったものが213件であった。

事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが82.0%であり、敗訴は0.8%、調停不成立は1.3%であり、途中での取り下げ等を除くと援助を受けた大半の人が成功裡に解決している。

【資料13】「代理援助事件の事件別内訳」

【資料14】「書類作成援助事件の事件別内訳」

【資料15】「支払保証立担保実績」

【資料16】「代理援助事件の結果別内訳」

#### オ 不服申立てと再審査

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者及び受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。この申立ては、3名の地方扶助審査委員により構成される不服申立審査会で審理される。

上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し

再審査の申立てをすることができる。この申立ては、3名の本部扶助審査委員により構成される再審査委員会で審理される。

平成18年度の不服申立件数は119件、再審査申立件数は33件であった。

【資料17】「不服申立と再審査（結果別内訳）」

#### カ 立替金等の状況

平成18年度の代理援助に係る立替金合計は5,100,571,579円、書類作成援助に係る立替金合計は185,702,350円、法律相談援助に係る法律相談費合計は362,675,250円であった。なお、償還金は3,374,827,025円であった。

【資料18】「立替金残高表」

【資料19】「法律相談費」

【資料20】「代理援助立替金実績」

【資料21】「書類作成援助立替金実績」

#### キ 民事法律扶助事業の推移

財団法人法律扶助協会が昭和27年に民事法律扶助事業を開始してからの同事業の推移は、【資料22】及び【資料23】のとおりである。

【資料22】「民事法律扶助事業立替金及び償還金の推移（年度別）」

【資料23】「申込件数・援助決定件数・法律相談件数（年度別）」

### (3) 国選弁護関連業務

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自分に弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は裁判官の職権により裁判所が弁護士を選任する制度である。従来は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月から、一定の重い刑罰が定められている事件、すなわち死刑又は無期若しくは短期1年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととなった。

支援センターは、国選弁護関連業務として、国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結、個別の事件における国選弁護人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

#### ア 弁護士との国選弁護人契約の締結

##### (ア) 契約の種類

平成18年10月以降、裁判所は、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁

護士を「国選弁護人契約弁護士」という。)の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約(一般国選弁護人契約)と、支援センターに勤務して給与の支払を受ける契約(勤務契約)の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士(常勤弁護士)である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

(イ) 契約の方式

支援センターは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款(平成18年5月25日法務大臣認可。以下「国選弁護人契約約款」という。)によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補の指名・通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準とその支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

(ウ) 契約締結の手続

弁護士が支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結するには、弁護士が支援センターに対し直接契約を申し込む方法と弁護士会が申込書を取りまとめて支援センターに提出する方法の2種類がある。前者については、支援センターとの間で一般国選弁護人契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会の所在地にある支援センターの地方事務所に対し、申込書及び添付書類を提出して、契約の申込みをする。後者については、支援センターの地方事務所は、その所在地にある弁護士会からのとりまとめの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書のとりまとめを依頼し、弁護士会から申込書をまとめて受領する方法により申込みを受け付ける。この場合、地方事務所は、申込書のとりまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護人として推薦する弁護士についてのみ申込書のとりまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会によるとりまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書のとりまとめを行っている旨を告げたいえで申込書を受理し、申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めて申込みの諾否を判断する取扱いをする。そして、支援センターは、申

込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

一般国選弁護人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、その後は各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成19年4月1日時点で10,733名となり、これは全国の弁護士数の約45%に相当する。

【資料24】「国選弁護人契約弁護士数の推移」

イ 国選弁護人候補の指名・通知

支援センターの地方事務所は、指名・通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所から国選弁護人の候補者の指名・通知要請を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の候補を指名し、裁判所に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名・通知を行うために用いる名簿の整備である。支援センターは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

支援センターの地方事務所は、個別の事件において裁判所から国選弁護人候補の指名・通知要請を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補を指名し、裁判所に通知する。このうち、一般国選弁護人契約弁護士について指名・通知業務を行う場合は、指名・通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指名の手順に従って指名することについての打診を行い、弁護士の承諾を確認したうえで、国選弁護人候補として指名し、裁判所に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成18年10月から平成19年3月までの裁判所からの指名・通知要請の合計件数は41,153件（うち被疑者国選弁護は3,436件、被告人国選弁護は37,717件）であり、1か月当たりの平均件数は6,858件（うち被疑者国選弁護は572件、被告人国選弁護は6,286件）である。

【資料25】「国選弁護事件受理件数（被疑者・被告人別）」

ウ 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

(ア) 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定していたが、平成18年10月の支援センターの業務開始に伴い、支援センターが報酬・費用の金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という。）に基づき算

定される。報酬基準は、弁護人の労力を反映させた客観的基準、手続の類型に応じた基準設定、費用の明確化の3点を軸に策定されており、具体的な算定の指標としては、客観的な指標が用いられている。

まず、被疑者国選弁護については、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標とした上で、接見の回数が基準回数を超えた場合、遠距離の移動を要した場合、身柄釈放や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。次に、被告人国選弁護については、公判における活動が弁護活動の中心であることから、弁護人の労力を反映させた客観的基準として公判期日を指標とし、手続の類型に応じた基準設定としては、刑の軽重（事件の重大性）、手続が整理手続に付されたか否か（事案の困難性）の2つの要素に基づいて即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件（裁判員裁判対象事件）の5つの類型に区分され、各類型ごとにさらに整理手続の有無による区分がされている。そして、示談成立等の成果があったとき、遠距離の移動を要したとき、重大案件や特別案件に当たるときは、一定の加算がされる。費用としては、謄写枚数が200枚を超える部分について記録謄写費用、遠距離の移動を要したときに遠距離接見等交通費、出張旅費・日当・宿泊費、通訳人費用が支給される。

なお、報酬基準を含む国選弁護人契約約款は、平成19年3月19日に、その変更に対する法務大臣の認可を受け、同年4月1日からは変更後の約款が施行されている。

#### 【資料26】「国選弁護報酬基準の概要」

##### (イ) 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、支援センターの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。支援センターの地方事務所は、請求から5日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、支援センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた支援センターの地方事務所は、再度算定を行い、5日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定件数は、業務開始直後の平成18年10月末時点では、多くの事件が事件終了に至っていないため、同月分の被疑者国選弁護が227件、被告人国選弁護が232件であった。その後、被疑者国選弁

護の算定件数は、平成18年11月が660件、同年12月が606件、平成19年1月が439件、同年2月が561件、同年3月が553件と推移している。これに対し、被告人国選弁護の算定件数は、平成18年11月が2,758件、同年12月が5,912件、平成19年1月が4,619件、同年2月が6,099件、同年3月が6,733件と推移している。被告人国選弁護の総件数29,399件について、審級別に見ると、第一審は即決事件が1,612件、簡易裁判所事件が4,053件、家庭裁判所事件が109件、地方裁判所事件が17,939件であり、控訴事件が1,983件、上告事件が657件となっている。

報酬及び費用の算定に対する平成18年10月から平成19年3月までの不服申立件数は、合計136件である。

【資料27】「被疑者・被告人別算定件数」

【資料28】「国選弁護人報酬等算定件数（審級別）」

【資料29】「国選弁護人報酬等に対する不服申立件数」

#### (4) 司法過疎対策

平成18年度に司法過疎対策として設置した地域事務所の設置状況については、【資料3】の番号17から22のとおり、合計6か所に事務所を設置し、常勤弁護士各1名を常駐させている。

また、【資料30】のとおり、平成18年度に旭川地方事務所と岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士について、それぞれ、各事務所の近接地域で、かつ、司法過疎地域である旭川地方裁判所稚内支部、岐阜地方裁判所御嵩支部管内を常勤弁護士が巡回し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱う試行をした。

【資料30】「常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況」

#### (5) 犯罪被害者支援

支援センターが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

- ① 刑事手続の仕組みや、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- ② 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介

コールセンターには、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を持った担当者が、お電話をくださった方に二次被害を与



えることがないよう、心情に配慮しながら情報提供を行った。

平成18年度におけるコールセンターへの問い合わせ月別件数等の実績は、【資料31】及び【資料32】のとおりである。

【資料31】「コールセンターにおける問い合わせ件数」

【資料32】「犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪・刑事事件」の問い合わせに係る紹介先」

また、支援センターでは、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者と直接面談しての情報提供、また、精通弁護士の選定・紹介業務を行った。「犯罪・刑事事件」に関する問い合わせは、全国で715件、精通弁護士の紹介は97件であった。

【資料33】「地方事務所における「犯罪・刑事事件」に関する問い合わせ件数」

## V 平成18年度における業務実績

### 1 総合法律支援の充実

#### (1) 総括

##### ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

###### —年度計画内容—

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。

平成18年度は、支援センターの設立初年度であったことから、業務開始を周知するとともに、業務内容等に関する国民の認知度を高めるために様々な広報活動を行った。

平成18年度に行った広報活動は、新聞・ラジオ・交通広告等のマスメディアを利用した広報活動と、パンフレット・リーフレット・グッズ等をツールとする地方公共団体・関係機関等への働きかけによる広報活動等に大別される。

まず、マスメディアを利用した広報活動としては、業務開始の10月2日前後を重点的に、新聞広告・ラジオ広告及び交通広告を全国各地で行ったほか、業務開始日前後において、理事長ほか各地の地方事務所長が業務開始の記者会見を行ったことなどにより、各地のマスメディアにおいて業務開始が報道された。

また、地方公共団体・関係機関等への働きかけによる広報活動としては、本部においては、高齢者・障害者・福祉関係等の関係機関をはじめ、様々な機関に直接赴き、機関誌等への紹介記事掲載やパンフレット・リーフレット等の備え置きなどを依頼したほか、全国の各地方事務所においても、地方公共団体等の関係機関に対し、広報活動への協力を依頼し、自治体広報誌への紹介記事掲載、リーフレットの備え置きなどの、地道な広報活動に力を入れた結果、関係機関等の理解が深まるとともに、業務内容の国民への周知を行うことができた。

なお、関係機関等への広報活動を行うに当たっては、法務省の支援のもと、「総合法律支援関係省庁連絡会議」等を通じて、支援センターの広報周知について各種機関・団体に協力依頼を行うことができた。

さらに、支援センターでは、利用者の立場に立った業務を遂行するため、支援センターに寄せられた利用者からの様々なご意見・ご要望等を集約し、今後の業務改善に役立てるべく、本部内にサービス推進室を設置するとともに、「苦情等取扱規程」を定め、利用者のご意見等について、本部及び全国の地方事務所で統一的に取り扱うための態勢整備を図った。また、組織横断的に業務改善に向けた検討を行うため、本部内に業務改善推進ワーキンググループを設置した。なお、サービス推進室では、利用者のご意見等の収集・分析のほか、高齢者や障害者など、業務運営において特に配慮を要する方々へのサービス提供のあり方についての企画・立案も行うこととした。

#### イ 地方協議会の開催

##### －年度計画内容－

- ・ 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成18年度内に1回以上、地方協議会を開催する。
- ・ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、関係機関・団体等との連携を強化するため、全国の地方事務所等において、業務開始日前後を中心として、各地方事務所とも、年度内に1回以上、地方協議会を開催することができた。

いずれの地方協議会においても、支援センターの業務に関する活発な協議が行われ、支援センターの業務内容に対する理解が深まるとともに、関係機関・団体等との連携の確保・強化につながった。

#### ウ 常勤弁護士の確保

##### (ア) 常勤弁護士の業務内容等に関する司法修習生等に対する説明

##### －年度計画内容－

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研

修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士等に対する説明を行う。

【資料4】のとおり、平成18年4月10日の業務開始後、平成19年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院等の協力を得て、合計40回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

また、支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、同ホームページにアクセスした常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。

常勤弁護士就職説明会等において説明している常勤弁護士の業務内容、採用情報等についての概要は以下のとおり。

#### ① 常勤弁護士の業務内容

常勤弁護士は、日本全国に展開する支援センターの地方事務所、支部又は地域事務所に勤務し、利用者である国民に対し、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎地域における有償による法律サービス提供等を行います。

#### ② 常勤弁護士の意義

今、時代は、司法制度改革の真っ只中にあります。

平成18年10月、支援センターの業務開始と同時に、被疑者国選弁護制度（法定合議事件等）、即決裁判制度が始まり、平成21年度には、被疑者国選弁護制度が拡充され（必要的弁護事件）、さらには、裁判員制度が始まります。

民事法律扶助の担い手について、従来より、地域による格差が指摘されてきました。

弁護士が都市部に集中し、法的トラブルに巻き込まれても近くに弁護士がいないか十分でないために、弁護士に依頼することができない地域が存在する、いわゆる司法過疎の問題もなかなか解消されません。

支援センターは、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現」を目指しています（総合法律支援法第2条）。その重要な担い手となるのが常勤弁護士なのです。

#### ③ 常勤弁護士の魅力

○ 裁判員制度を始め、司法制度改革の最先端を担うことが期待されています！

- 地域に密着しながら市民の身近なところで法律サービスを提供できます！
- 充実した研修、バックアップ体制があなたをサポートします！
- 全国に赴任する常勤弁護士同士のネットワークができます！
- 全国各地の法曹と触れ合うことができ、幅広い経験ができます！
- 法律事務所の経営を気にすることなく、仕事に打ち込むことができます！

④ 地位・身分・給与・保険

雇用類似の契約関係に立ち、支援センターから給与（同期の裁判官・検察官と同等）が支給されます。厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険あり。

⑤ 職務の独立性の確保

常勤弁護士は、法律事務の取扱いにおいて、支援センターから独立して職務を行い、事件処理について指揮命令を受けません。

⑥ 住居

2LDK又は3LDKの宿舎を支援センターが借り上げ（敷金・礼金は法テラス負担）、入居する常勤弁護士は一定の使用料を負担します。常勤弁護士自身が賃借した住居に一定の住居手当が支給される方法もあります。

⑦ 事務処理上の経費

事務所賃料、事務職員の給与、書籍、備品費、交通費など、事務処理上の経費を支援センターが負担します。

(イ) 常勤弁護士についての任期設定

— 年度計画内容 —

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とする。

常勤弁護士の任期については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、実務経験年数が10年未満相当の者について任期3年、実務経験年数が10年以上相当の者について任期2年とし、それぞれ2回までその任期を更新することができるものとしている。

また、実務経験年数が10年未満相当であった常勤弁護士が、その任期中に実務経験年数が10年以上相当となった場合において、特に必要と認めるときは、その任期をさらに更新できることとし、更新後の任期

を2年とし、かつ、3回まで更新できるものとしている。これにより、実務経験年数が10年未満相当であった常勤弁護士が、任期更新により常勤弁護士として十分な実務経験を積み、裁判員制度の担い手や若手常勤弁護士に対する指導者として相応しい立場となった場合等において、柔軟に任期更新を可能とする枠組みとなっている。

## (2) 情報提供・関係機関連携強化

### ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

#### —年度計画内容—

平均68以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

各地方事務所において、平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関・団体数にして全国合計7,163、各地方事務所平均143.3、窓口数にして全国合計24,078、各地方事務所平均481.6件のデータを関係機関データベースに登録した。

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数、窓口数については【資料34】のとおりである。

【資料34】「各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数等」

### イ 連携指数の上昇

#### —年度計画内容—

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 連携指数の算出方法に関する検討を行う。

### (ア) 中央レベルでの連携・協力関係の構築

平成18年6月22日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、連携・協力関係構築に関する理解を求めた。

### (イ) 地方協議会の開催

全地方事務所において、平成18年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催した。開催日時、参加者数については、【資料35】のとおりで

ある。

【資料35】「平成18年度地方協議会開催一覧」

(ウ) 連携指数

支援センターと相談窓口設置機関・団体との連携方法には、以下の段階がある。

① 紹介

相互に窓口を紹介するだけの関係。紹介先への連絡等は利用者が自ら行う。

② 取次

利用者からの電話をいったん切り、内容をレポートにまとめ、そのレポートをFAX等により関係機関・団体へ送信して取次を行い、関係機関・団体から利用者に連絡を取る。

③ 転送

利用者からの電話を保留にし、その場で関係機関・団体に電話をかけ、案件の引継ぎを行った上、利用者の電話を転送する。

④ 予約代行

②又は③の連携を前提に、関係機関・団体の相談窓口が予約制の場合には、その予約まで取る。

これらの連携方法は、番号が大きくなるにつれ、利用者の負担が減り（利用者は同じことを何度も言わなくて済み、あるいは、自ら予約を取る必要もない。）、緊密な連携方法と言える。そこで、連携指数の算出方法を検討するに当たっては、この点を重視し、①の場合には1をかけることとし、②の場合には3をかけることとし、③の場合には5をかけることとし、④の場合には8をかけることとした。

連携指数の算出方法は、以下のとおりである。

$$\begin{aligned} & \text{（「紹介」窓口数} \times 1 + \text{「取次」窓口数} \times 3 + \text{「転送」窓口数} \times 5 \\ & + \text{「予約」窓口数} \times 8 \text{）} \div \text{窓口数} \times 4 \end{aligned}$$

(3) 民事法律扶助

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保

—年度計画内容—

受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。

平成18年度に常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】

のとおり、合計22か所であるが、このうち、熊谷、下妻、松本、佐世保の地域事務所（【資料3】番号13～16）は、主として民事法律扶助事件と国選弁護事件を取り扱う事務所（以下「扶助国選対応地域事務所」という。）である。これらの扶助国選対応地域事務所は、地裁支部管内の人口、国選弁護事件数等に照らし、想定される民事法律扶助・国選弁護事件数が多く、かつ、実働弁護士1人当たりの年間受任件数が大きい地域のうち、単位弁護士会・地方自治体等関係機関の支援体制等を考慮して、地域事務所を設置し常勤弁護士各1名を常駐させることとしたものである。

地方事務所本所と支部については、管内人口、民事・刑事の事件数、常勤弁護士の法曹実務経験年数や配置についての希望、地元の支援体制等を考慮して、常勤弁護士を配置することとし、東京・多摩支部、埼玉、茨城、静岡、京都、滋賀、岐阜、鳥取、福島、青森、旭川、香川の各本所に常勤弁護士各1ないし2名を常駐させている（【資料3】番号1～12）。

なお、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、V・1・(5)・イ記載のとおり、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部を巡回し、主として民事法律扶助事件を取り扱う試行をした。

また、本年度末時点における契約弁護士・司法書士数は【資料11】のとおりであり、弁護士総数に対する受任者契約弁護士の割合は36.8%、司法書士総数に対する受託者契約司法書士の割合は18.8%であった。事業開始初年度としては、概ね円滑に契約弁護士・司法書士が確保できたと評しうるが、地域によっては、今後事業の円滑な実施のため一層契約弁護士・司法書士の確保に努めなければならない場合もある。

#### (4) 国選弁護人確保

##### ア 弁護士に対する説明会の実施

###### —年度計画内容—

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

支援センターの地方事務所は、業務開始前に弁護士会主催の説明会に参加し、国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容についての説明を行った。これと並行し、業務の内容や報酬の算定方法等について記載した解説書として「国選弁護関連業務の解説」を支援センター本部において作成し、各単位会を通じ、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布した。



また、支援センター本部において、業務の内容や報酬の算定方法等についてわかりやすく解説した広報用ビデオを作成し、弁護士会等の関係機関に宛てて配布し、関係機関における説明会等での利用に供した。

国選弁護人契約を締結する際の契約書のとりまとめについては、ほぼすべての弁護士会から協力を得ることができた。契約書のとりまとめの方式としては、弁護士会の推薦者のみをとりにまとめる方式と、契約希望者の仲介を行う方式などがあるが、多数の弁護士会において、推薦者の取りまとめを行う方式が採られた。

事件の配てん名簿の調製に関しても、各地の実情に応じた協議がなされ、ほぼ全弁護士会の協力を得た上で、名簿の作成が行われている。

#### イ 常勤弁護士の採用・常駐

##### —年度計画内容—

常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。

平成18年度に常勤弁護士を配置した地方事務所本所、支部、扶助国選対応地域事務所は、V・1・(3)「民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保」記載のとおりである（【資料3】番号1～16）。

また、岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士について、V・1・(5)・イ記載のとおり、国選弁護の受け手となる弁護士が特に少ない地域である岐阜地方裁判所御嵩支部を巡回し、主として国選弁護事件を取り扱う試行をした。

#### (5) 司法過疎対策

##### ア 地域事務所の設置

##### —年度計画内容—

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。

司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎対応地域事務所」という。）は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか

1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(iii)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成18年度に常勤弁護士を配置した法テラスの事務所は、【資料3】のとおり、合計22か所であるが、このうち、司法過疎対応地域事務所は、①新潟県の佐渡地域事務所、②鳥取県の倉吉地域事務所、③長崎県の壱岐地域事務所、④鹿児島県の鹿屋地域事務所、⑤北海道・函館の江差地域事務所、⑥高知県の須崎地域事務所の6か所である(【資料3】番号17~22)。

いずれの司法過疎対応地域事務所においても、常勤弁護士各1名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件のほか、有償で一般事件全般(総合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。)を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに答えている。

#### イ 常勤弁護士の巡回

##### — 一年度計画内容 —

上記アの地域に近接する地方事務所に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、試行する。

旭川地方裁判所稚内支部(以下「稚内支部」という。)は、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であり、また、同裁判所管内の4支部(稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部)の中でも本庁所在地から最も遠方で民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域であることから、常勤弁護士が稚内支部を巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供する試行をすることとし、稚内支部に近接する旭川地方事務所(【資料3】番号11)に配置した常勤弁護士が、稚内支部を巡回することにより、民事法律扶助事件、4号有償事件を取り扱っている。

旭川地方事務所に配置した常勤弁護士の稚内支部に対する平成18年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。なお、旭川地方裁判所名寄支部・留萌支部・紋別支部の3支部も、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、平成18年度の巡回試行状況を踏まえて、平成19年度以降、稚内支部に加え、上記3支部についても常勤弁護士が巡回することにより、法律サービス提供を順次行っていくことが今後の課題である。

また、岐阜地方裁判所御嵩支部も、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であり、また、国選弁護事件数等に比してその受け手となる弁護士が特に少ない地域であることから、常勤弁護士が御嵩支部を巡回して国選弁護事件を中心とした法律事務の取扱いの試行をすることとし、御嵩支部に近接する岐阜地方事務所（【資料3】番号7）に配置した常勤弁護士が、御嵩支部を巡回することにより、国選弁護事件、4号有償事件の法律サービス提供を行っている。

岐阜地方事務所に配置した常勤弁護士の御嵩支部に対する平成18年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。

#### (6) 犯罪被害者支援

—年度計画内容—

地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築する。

犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、全地方事務所（50地方事務所）において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会（注）」に加盟申し入れを行い、うち44地方事務所が同協議会総会等において承認を得た（その余の地方事務所は加盟手続中）。

（注）各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして、全都道府県に設置されている。同協議会では、定期的に総会・幹事会等の会合を開催しているほか、各構成機関・団体等の連携・協力により、犯罪被害者のニーズに対応した支援活動を行っている。

## 2 業務運営の効率化

### (1) 総括

—年度計画内容—

- ・支援センターは、その設立・業務開始時から、業務の効率的運営という観点から、以下の取組を実施する。
  - ・国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化（→A）
  - ・常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化（→B）
  - ・業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化（→C）
- また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。（→D）
- ・総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。（→E）

上記A及びBについては、総合法律支援法自体がそのような枠組みを採用している。支援センターとしても、これを前提に、業務方法書、各種規程等を策定し、業務を遂行していることは、本報告書に記載しているとおりである。

Cの職員の雇用形態及び給与体系等についてであるが、支援センターでは、業務内容に応じて、様々な雇用形態を導入している。各地方事務所の窓口等で情報提供を担当する専門職員については、非常勤職員として、多様な人材を確保しているし、常勤弁護士について任期制を採用していることは前記のとおりである。

常勤職員の給与については、国家公務員の給与構造改革により導入された新たな国家公務員の給与体系を導入している（国家公務員については現在新制度への移行期間中）。したがって、支援センター常勤職員の国家公務員との給与水準の比較指標（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は相当程度低

いものとなっている（対国家公務員（行政職（一））比較指標 88.9）。

Dの業務・システム調達についてであるが、支援センターの業務システムは、法務省が準備段階において、一般競争入札により契約したものであり、効率的な調達を行っている。支援センターの会計規程では、国と同様、一般競争入札による契約を原則としており、競争的手法の導入による経費の効率化を図っている。業務開始に向けて、全国の各事務所の執務環境を整備（内装工事、備品等の配備）するに当たっても、契約金額が少額な案件等を除き、一般競争入札の手法を採用して経費削減に努めた（事務所の執務環境整備等のために一般競争入札を実施した契約は合計98件）。

Eについては、業務開始初年度である平成18年度は、各種事業を円滑にスタートさせることこそが第一の課題であったが、総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、下記(2)及び(3)に記載したとおり、各業務ごとの効率化を図った。

それにとどまらず、効率的かつ円滑な業務遂行のためには、業務運営体制を適時適切に点検することが必要であり、現場を担う地方事務所関係者との打合せ等を通じ（注）、全国の事務処理状況の把握に努めた。

（注）平成18年度中に開催された主な会議等

- ・ 全国地方事務所長会議2回（於：東京）
- ・ 地方事務所長等ブロック別協議会2回（於：東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）
- ・ 地方事務所事務局長研修（於：東京）

## (2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

### ア コールセンターの設置

—年度計画内容—

東京都にコールセンターを設置し、業務開始時から、電話による情報提供を一元的に行う。

支援センターは、平成18年10月2日から業務を開始したが、同日より、東京都中野区内に設置したコールセンターにおいて、電話による情報提供を一元的に行っている。

### イ 関係機関・団体データベースの活用等

—年度計画内容—

- ・ 支援センターのホームページに関係機関・団体データベースを利用することができるシステムを設け、マニュアルを作成し、関係機関・団体

に配布する。

- ・ 地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

- ・ 平成19年1月30日から、支援センターのホームページ上において、関係機関・団体データベースを利用することができるようにした。また、同データベースの操作方法に関する説明も合わせホームページで公開し、その利用を促している。

- ・ V・1・(2)・イ・(イ)記載のとおり、全地方事務所において地方協議会を開催したが、同協議会で、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求めるよう努めた。

### (3) 民事法律扶助・国選弁護士確保

#### ア 常勤弁護士採用のための基盤整備

—年度計画内容—

常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。

常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、司法研修所の協力を得て、司法研修所教官及び実務修習指導担当者の法曹三者に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施し、常勤弁護士募集・採用に関する協力を依頼した（【資料4】番号11、12、13、17参照）。

また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、平成18年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を編集・印刷し、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対して、約2,000部の配布を行った。

#### イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施

—年度計画内容—

常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施する。

常勤弁護士確保に向けて、平成18年度に司法修習生、法科大学院生、弁護士を対象として行った説明会の実施状況については、V・1・(1)・ウ記載のとおり（【資料4】参照）。

#### ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備

##### －年度計画内容－

常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。

平成18年度に常勤弁護士が配置された地方事務所・支部、扶助国選対応地域事務所は、合計16か所である（【資料3】番号1～16）。

地方事務所・支部、扶助国選対応地域事務所（以下「地方事務所等」という。）に配置された常勤弁護士は、民事法律扶助事件・国選弁護事件の取扱いを主な業務としており、これらの業務に専念し十分に活動できるようにするため、常勤弁護士に対する民事法律扶助事件、国選弁護事件の配点ルールについての目安を定め、事件の配点を行っている。一方、常勤弁護士が過重な事件受任状態に陥らないように留意し、事件の難易、継続事件の負担の程度等を考慮して、適宜、柔軟な対応を採るものとし、また、地域の実情に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護事件の件数のバランスを調整することとしている。

##### 【地方事務所等に配置された常勤弁護士に対する民事法律扶助事件・国選弁護事件の配点の目安（抜粋）】

###### (i) 民事法律扶助事件について

当該地裁支部管内の法律相談援助を、1か月に4コマ程度（相談件数で10ないし20件程度）配点し、代理援助に移行した場合は引き続き受任する。

###### (ii) 国選弁護事件について

当該地裁支部管内の被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件を合わせ、国選弁護事件を1か月に8件程度配点する（被疑者国選弁護事件から被告人国選弁護事件に移行した場合も、新件1件として数える。）。

また、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを作成し、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部事業企画本部において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。

さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワ

ーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を導入し、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。

#### エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施

－年度計画内容－

常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を平成18年度に1回以上実施する。

平成18年度に常勤弁護士内定者に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、以下のとおり。

**【平成18年度常勤弁護士内定者研修】**

平成18年9月、支援センター本部において実施した。

研 修 内 容
司法制度改革と法テラスの存在意義
支援センター中期計画、業務方法書、法律事務取扱規程の解説、国選弁護関連業務の解説
今後の刑事司法に期待されるスタッフ弁護士の役割
刑事弁護実務
犯罪被害者関連実務
民事法律扶助業務の解説
常勤弁護士の業務手順の解説

#### オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組

－年度計画内容－

- ・国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明などに活用する。
- ・一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。

支援センター本部において、一括契約についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」を作成し、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布した。



また、各地方事務所において、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護士契約に関する配てん方法を検討した。

平成18年度において一括国選弁護士契約に基づき国選弁護人の指名・通知がなされた事件の件数は合計約40件であり、これらはいずれも2件の即決被告事件を対象に一括国選弁護士契約が締結されたものである。

#### (4) 司法過疎対策

—年度計画内容—

1(5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

平成18年度に設置した司法過疎対応地域事務所の設置状況については、V・1・(5)・ア記載のとおりである（【資料3】番号17～22）。

### 3 提供するサービスその他の業務の質の向上

#### (1) 情報提供

##### ア FAQの充実等

—年度計画内容—

- ・ コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。
- ・ コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。
- ・ FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。
- ・ 期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。

- ・ 業務開始日の平成18年10月2日には、1,514問だったFAQが、その後コールセンターに寄せられた問い合わせの分析、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえ日々作成した結果、平成19年3月31日には、2,072問になった。
- ・ また、このようにFAQ増加の結果、検索スピードが落ちていないかオペレーターに対してアンケート調査を実施するなどして、検索スピー

ド等のテストを行い、使い勝手の良さを維持した。

- ・ コールセンターにおいては、平成19年2月5日から28日までの間、利用者に対しアンケート調査を行い（受電件数14,654件中688件回答。有効回答率4.7パーセント）10段階評価で9.2の満足度の評価を得た。また、地方事務所においては、同年3月19日から31日までの間、同調査を行い（総件数4,088件中1,231件回答。有効回答率36.5パーセント）、10段階評価で9.2の満足度の評価を得た。各地方事務所ごとのアンケートの結果は、【資料36】のとおりである。

【資料36】「地方事務所におけるアンケート結果」

#### イ 即日中の情報提供

－年度計画内容－

- ・ 多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置する。
- ・ 地方事務所の情報提供窓口は、予約優先制とし、来訪する利用者の利便性を高めるとともに、効率的に情報提供することができるようにする。

- ・ 窓口対応専門職員には、上記消費生活相談資格者、司法書士、裁判所・法務局OB等を主に採用した。各地方事務所における採用状況は、【資料37】のとおりである。

【資料37】「地方事務所の窓口対応専門職員」

- ・ 業務開始日の平成18年10月2日から、地方事務所の情報提供窓口は予約優先制とし、利用者の利便性、情報提供の効率性を確保した。

## (2) 民事法律扶助

### ア 援助審査の合理化

－年度計画内容－

迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化する。

援助審査の合理化の具体的な方法としては、①これまでの多人数の審査委員による合議制審査を改め少人数の審査委員による審査（原則2名の審査委員による審査、簡易な案件は単独審査）とすること、②審査の開催頻度を増加すること、③書面審査を活用することがある。平成18年度においては、50地方事務所中47地方事務所で、これらの方法による援助審査の方法の合理化を行った。なお、その他の3地方事務所は少人数審査や

書面審査を既に行っているか、19年度からの実施を検討しているものである。

#### イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供

—年度計画内容—

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助を提供する。

約半数の事務所において、犯罪被害者からの援助申し込みに対し、迅速に法律相談援助を提供するよう努めたり、専門的知見を有する精通弁護士を紹介するとともに、事案によっては民事法律扶助の手続きを行うなどの配慮を行った。しかし、平成18年度においては犯罪被害者からの援助申込み実績のない地方事務所がほぼ半数近くに及ぶなど、未だ犯罪被害者に対する援助制度自体が十分普及しているとは言い難い面があり、引き続き制度の周知に努力していく必要がある。

#### ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施

—年度計画内容—

民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地方事務所単位で、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。

本年度、本部において、契約弁護士・司法書士向けのマニュアルとして「民事法律扶助業務の解説」を作成し、各地方事務所に配布した。各地方事務所においては、これを配布したり、説明会を開催するなどして、契約弁護士・司法書士に対する研修を実施した。また、一部の地方事務所では弁護士会の説明会に担当者が出席し、説明を行うなども行った。

##### 【実施状況】

- ① 解説書を契約弁護士・司法書士全員に配布した・・・42地方事務所
- ② 法テラス主催の説明会を行った・・・19地方事務所
- ③ 弁護士会主催の説明会に参加した・・・22地方事務所

※ ①、②、③のそれぞれを実施した地方事務所もある。

### (3) 国選弁護人確保

#### ア 関係機関との定期的な協議

—年度計画内容—

地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成18年度に1回以上設ける。

支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われた。

【実施状況】

関係機関との協議を行った	……………	55	地方事務所(支部を含む。)
行う予定	……………	0	
行っていない	……………	0	

イ 指名通知に関する目標時間の設定等

—年度計画内容—

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

(ア) 目標時間の設定

支部を含むほとんどの地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議のうえ、指名・通知の目標時間については、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めており、目標時間を定めていない地方事務所・支部はなかった。

【実施状況】

目標時間の設定

あり	……………	55	地方事務所(支部を含む。)
なし	……………	0	

(イ) 目標の達成度合い

被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人候補の指名・通知が行われており、達成度が半数程度又は達成できていない地方事務所はなかった。

被疑者国選弁護における休日の指名・通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名・通知に至っており、業務時間外に指名・通知要請がされたなどの事情から当日中に指名・通知に至らないものについても、翌日には指名・通知が行われており、指名・通知要請を受けてから24時間以内に指名・通知を行うという処理時間の目安に沿った運

用がなされている。

【実施状況】

目標時間の達成度合い

概ね達成できている …… 55 地方事務所（支部を含む。）  
半分ほど達成できている …… 0  
達成できていない …… 0

ウ 国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施

—年度計画内容—

地方事務所ごとに、平成18年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。

支部を含むすべての地方事務所で年度計画に基づく研修が実施された。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが18か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが36か所であった。センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。

【実施状況】

研修を実施した …… 55 地方事務所（支部を含む。）

（内訳）

- ① 解説書を配布した …… 55 地方事務所
  - ② 法テラス主催の説明会を行った …… 18 地方事務所
  - ③ 弁護士会主催の説明会に参加した …… 36 地方事務所
- ※ ②と③の両方を実施した地方事務所もある。

実施しなかった …… 0

(4) 犯罪被害者支援

ア 地方事務所の職員に関する事項

—年度計画内容—

- ・ 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。
- ・ 職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

全国12箇所の大規模地方事務所（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、京都、兵庫、愛知、広島、福岡、宮城、札幌）には、民間犯罪被害者支援

団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次被害を与えないよう十分配慮して対応した。

また、上記12箇所以外の地方事務所、また、上記の大規模地方事務所で犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次被害を防止するため、業務開始に当たり、犯罪被害者等の心情や対応上の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を受講した上で、業務を行っている。

平成18年度における犯罪被害者支援業務研修の内容は、下記のとおりである。

- 実施時期・場所（各日同一内容）
  - ・ 平成18年9月 3日（東京）
  - ・ 平成18年9月18日（東京、大阪、宮城、福岡）
  - ・ 平成18年9月25日（東京、大阪）
- 内容
  - ・ 犯罪被害者支援ビデオの視聴
    - ① 犯罪被害者による被害体験
    - ② 支援者から見た犯罪被害者支援
  - ・ 日弁連犯罪被害者支援委員会委員（弁護士）による講演
    - ① 日本における被害者支援の流れ
    - ② 被害者の心情等（二次被害について、精神的状況の変化、被害発生から年月の経過によるニーズの変化、多方面にわたる支援及び連携の必要性）
    - ③ 弁護士による被害者支援
    - ④ 被害者対応における問題点・留意点
  - ・ 法テラスが行う犯罪被害者支援業務の内容について説明

なお、コールセンターのオペレーターに対しても下記の研修を実施した。

- ① オペレーター全員に対する研修  
実施時期：平成18年8月18日、22日、25日（各日同一内容）  
内容：上記窓口対応専門職員研修と同様
- ② 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーター研修（Ⅰ）  
実施時期：平成18年11月10日  
内容：問い合わせ対応における課題等について
- ③ 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーター研修（Ⅱ）  
実施時期：平成19年1月18日  
内容：問い合わせ対応における課題等について

④ 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーター研修（Ⅲ）

実施時期：平成19年3月15日

内容：犯罪被害者への電話対応に係る留意点等について  
また、地方事務所職員に対して、下記の研修を実施した。

- 実施時期：平成18年8月29日、9月5日（各日同一内容）
- 内容：法テラスが行う犯罪被害者支援業務の内容及び地方事務所における窓口対応について

イ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取に関する事項

－年度計画内容－

犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成18年度に1回以上設ける。

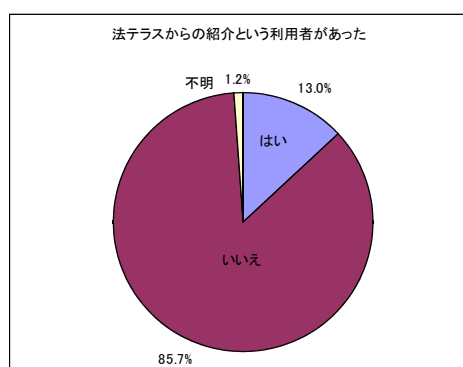
犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴取し、今後の業務のあり方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

- 実施時期：平成19年2月～3月
- 回答機関・団体数：1, 289（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）
- 実施方法：各地方事務所でアンケートを郵送
- 聴取項目
  - ① 支援センターが犯罪被害者支援業務を開始したことの周知状況
  - ② 支援センターの犯罪被害者支援業務の内容に関する周知状況
  - ③ 支援センターからの紹介による利用者の有無
  - ④ 利用者への支援センターの紹介状況
  - ⑤ 支援センターに関する課題
  - ⑥ 支援センターに期待する事項
  - ⑦ 支援センターに対する被害者の意見
  - ⑧ 支援センターのリーフレット活用等の可否
  - ⑨ 支援センターのURLをHPのリンク先に加えることの可否
  - ⑩ その他ご意見・ご要望

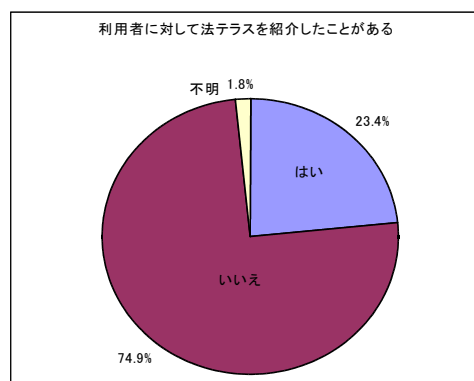
調査の結果、支援センターが犯罪被害者支援業務を開始したことについて、90.1%の関係機関・団体が認知していた。業務内容について尋ねたところ、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが69.7%、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて

知っていたものが80.3%、精通弁護士の紹介を行っていることについての認知は68.0%であった。業務の開始そのものは認知されているが、具体的な業務内容の認知度にはばらつきが見られる状況であった。また、複数の地方事務所から、「関係機関へは被害者支援連絡協議会等を通じて業務説明を行っており、一定の周知が図られているが、市民への周知が十分でなく、今後より一層の広報活動が必要」との指摘が寄せられた。

「支援センターからの紹介」により、関係機関・団体を利用した犯罪被害者等があったという回答は13.0%、利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は23.4%であった。



・「はい」と回答した機関のうち、人数を把握している機関は、89.3%  
 ・「はい」と回答した機関のうち、人数を把握している機関 1機関あたりの平均紹介人数は3.7人  
 ・総機関数(1,289機関)における1機関あたりの平均紹介人数は0.4人



・「はい」と回答した機関のうち、人数を把握している機関は、89.4%  
 ・「はい」と回答した機関のうち、人数を把握している機関 1機関あたりの平均紹介人数は5.8人  
 ・総機関数(1,289機関)における1機関あたりの平均紹介人数は1.2人

関係機関・団体から支援センター犯罪被害者支援業務に対する意見・要望としては、以下のような内容があげられた。弁護士によるサポートの充実と実務担当者会議の実施など、より緊密な連携関係を構築するための取組に期待している声が多く寄せられている。

- ・ 法的支援を必要とする被害者が多いが、弁護士へ相談するところまで辿り着けていない。弁護士の紹介に積極的に取り組んでもらいたい。
- ・ 二次被害を防ぐためにも、支援に精通した弁護士を紹介してほしい。
- ・ 実務担当者会議を実施し、顔が見えてお互いの役割が十分果たせるような連携関係を構築したい。
- ・ 各支援機関の支援内容を熟知した上での紹介をお願いしたい。



- ・ 支援を必要とする被害者に支援センターの存在が周知されるよう、積極的な広報が必要である。
- ・ 相談者にとって最適な機関を紹介することを期待する。
- ・ 法律相談や法律扶助の制度について、ワンストップで対応できる態勢を期待する。

#### ウ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保に関する事項

##### －年度計画内容－

地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。

地方事務所長は、弁護士会会長からの推薦を受け、精通弁護士名簿を作成している。同名簿登載者は、以下の(ア)又は(イ)に該当する弁護士であり、平成19年3月31日現在、全国で1,185名である。

(ア) 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士

- ① 犯罪被害者等の依頼により行う法律事務
- ② 弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動

(イ) 日弁連、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士  
犯罪被害者やご家族からのお問い合わせに応じ、全国の地方事務所で合計97件の紹介を行った。

#### エ 民事法律扶助制度の利用に関する事項

##### －年度計画内容－

損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。

支援センターにお問い合わせいただいた犯罪被害者等が、損害賠償による被害回復を求める際には、資力に乏しい場合の民事法律扶助制度の利用について案内するよう取り組んでいる。その上で、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、地方事務所の民事法律扶助担当窓口の紹介又は転送を行っている。

また、精通弁護士の紹介に関し、コールセンターから地方事務所へ取り次ぎを行う際にも、犯罪被害者等が同制度の利用を希望する場合には、その旨取次依頼書に記載し、制度利用も含めた適切な取次ぎを行っている。

## (5) 司法過疎対策

### －年度計画内容－

常勤弁護士が配置された1(5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。

平成18年度に司法過疎対策として設置した6か所の地域事務所における受任事件数の配分は、受任事件全体の約6割～8割程度が4号有償事件、約1割～3割程度が民事法律扶助事件、約1割～2割程度が国選弁護事件となっている。

## (6) 関係機関連携強化

### －年度計画内容－

地方事務所単位で、連携関係にある関係機関と、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行うよう努める。

V・1・(1)・イ記載のとおり、全地方事務所において、平成18年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催した。

## 4 予算、収支計画及び資金計画

別紙1～3（予算、収支計画、資金計画）のとおり。

## 5 短期借入金の限度額

該当なし。

## 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

## 7 剰余金の使途

該当なし。

## 8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

### (1) 施設・設備に関する計画

#### —年度計画内容—

平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所について、所要の物件を賃借するなどして、業務開始に向けて、全国の事務所の施設・設備を整備する。

支援センター本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、【資料1】のとおりである。

平成18年10月の業務開始に間に合わせるべく、各地において、利用者の利便、賃借条件などを総合考慮して、適当な物件を賃借し、必要な内装工事等を実施した。

各物件の選定に当たっては、基本的に、平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大等に伴う人員の増加、事務スペースの増加の可能性を視野に入れ、それに対応できる程度の面積を確保した。

### (2) 人事に関する計画

#### —年度計画内容—

民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を視野に入れ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。

このほか、支援センター本部、地方事務所その他の事務所について、計画的に人的体制を整備する。

#### ア 常勤弁護士の確保状況等

民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。

平成18年度に採用し、各地の支援センターの事務所に配置した常勤弁護士は、合計24名であり、未だ十分な常勤弁護士数を確保したとは言えないが、当面は支援センターの業務遂行に支障がないだけの一般契約弁護士が確保されている。

支援センターは全国展開する組織であり、常勤弁護士は、事件数、弁護士数、人口等に照らし、必要とされる地方に赴任して、民事法律扶助事件

及び国選弁護事件等を取り扱うことが期待されている弁護士であるが、法曹実務経験が相当程度ある一般の開業弁護士は、既に一つの地域に根差して事務所経営等を行っており、支援センターの常勤弁護士となることで、現在の弁護士活動の清算が必要となることや転居により生活環境が変わるなど少なからず困難な問題がある。ここに、これらの開業弁護士から未だ十分な常勤弁護士数を確保しえなかった一要因があると思われる。

一方で、司法修習生には、支援センターの常勤弁護士に強い関心・興味が見られ、もとより上記のような解決の困難な問題も少ないことから、支援センターでは、日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を修了した新人弁護士を常勤弁護士として採用した上、集合研修、OJT研修による実務指導を実施するなど、比較的短期間に即戦力となるよう養成する新制度を導入することとした。

平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の拡大に備えた業務体制を確立するためには、有能で志の高い常勤弁護士を十分に確保することが必要であることから、上記新制度による常勤弁護士を含む多数の常勤弁護士を確保するため、司法修習生、弁護士、法科大学院生等に対し、常勤弁護士採用情報等の説明・広報を積極的に実施するとともに、平成18年12月から、司法修習生をも対象として、平成19年度採用予定の常勤弁護士の募集を開始し、採用選考手続を実施している。これにより、平成19年度には相当程度の常勤弁護士を確保できると思われる。

今後、常勤弁護士を全国各地に順次配置していくことが可能となるよう、引き続き、必要な常勤弁護士の確保に努めていく。

#### イ 職員の確保状況等

平成18年4月10日の設立以降、平成18年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。

また、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。

職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。また、独立行政法人通則法第63条（綜合法律支援法第48条において準用）において「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価シ

システムを策定し、その評価結果を昇給及び勤勉手当（賞与）に反映させる仕組みを導入した。

以上

## 平成18事業年度年度 決算報告書

○全体

(単位:百万円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
補助金等収入	259	59	△ 200	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236	(注3)
事業外収入	14	26	12	
計	15,143	14,185	△ 958	
支 出				
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651	(注4)
物件費	2,845	2,371	△ 474	(注5)
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,637	206	
その他事業経費	588	943	355	
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	
うち国選弁護人確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	(注1)
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
計	15,143	13,572	△ 1,571	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及びの国選弁護人確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注4)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注5)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注6)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙1-2

平成18事業年度年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
補助金等収入	259	59	△ 200	(注1)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236	(注2)
事業外収入	14	26	12	
計	11,201	11,249	48	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651	(注3)
物件費	2,845	2,371	△ 474	(注4)
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,637	206	
その他事業経費	588	943	355	
計	11,201	10,636	△ 565	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注2)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注3)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注4)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注5)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

## 別紙1-3

## 平成18事業年度年度 決算報告書

## ○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
計	3,942	2,936	△ 1,006	
支 出				
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	
うち国選弁護士確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
計	3,942	2,936	△ 1,006	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。



# 別紙 2-1

## 平成18事業年度 収支計画

○全体

(単位:百万円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	15,143	13,572	△ 1,571	
経常費用	15,143	13,572	△ 1,571	
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,637	206	
その他事業経費	588	943	355	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651	(注1)
物件費	2,845	2,371	△ 474	(注2)
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	
うち国選弁護士確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
減価償却費	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	
収益の部	15,143	14,185	△ 958	
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注3)
補助金等収入	259	59	△ 200	(注4)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236	(注5)
事業外収入	14	26	12	
純利益	0	613	613	(注6)
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	613	613	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注3)

受託収入及びの国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注4)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注5)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注6)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金の一部(316百万円)を含んでいる。また、(注7)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙2-2

平成18事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	11,201	10,636	△ 565	
経常費用	11,201	10,636	△ 565	
事業経費	6,020	6,580	560	
うち民事法律扶助事業経費	5,431	5,637	206	
その他事業経費	588	943	355	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	5,181	4,056	△ 1,125	
うち人件費	2,336	1,685	△ 651 (注1)	
物件費	2,845	2,371	△ 474 (注2)	
収益の部	11,201	11,249	48	
運営費交付金	5,980	5,980	0	
政府出資金	351	351	0	
補助金等収入	259	59	△ 200 (注3)	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	4,597	4,833	236 (注4)	
事業外収入	14	26	12	
純利益	0	613	613 (注5)	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	613	613	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注2)

物件費の予算額と決算額の差は、一般競争入札手続の利用等により事務所の執務体制整備関係経費の支出が抑制されたことによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、財団法人法律扶助協会からの承継金額が多かったことによる。

(注5)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金の一部(316百万円)を含んでいる。また、(注6)記載の事情により、損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注6)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

## 平成18事業年度 収支計画

## ○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	3,942	2,936	△ 1,006	
受託経費	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
うち国選弁護士確保事業経費	3,035	2,088	△ 947	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	907	848	△ 59	
うち人件費	671	607	△ 64	
物件費	237	241	4	
収益の部	3,942	2,936	△ 1,006	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、被疑者・被告人国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙3-1

平成18事業年度 資金計画

○全体

(単位:百万円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	15,143	14,185	△ 958	
経常費用	15,143	14,185	△ 958	
業務活動による支出	14,792	13,537	△ 1,255	(注1)
投資活動による支出	0	335	335	(注2)
財務活動による支出	351	0	△ 351	(注2)
次年度への繰越金	0	313	313	(注3)
資金収入	15,143	14,185	△ 958	
業務活動による収入	14,792	13,834	△ 958	
運営費交付金による収入	5,980	5,980	0	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注4)
その他の収入	4,870	4,918	48	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	351	351	0	
政府出資金による収入	351	351	0	
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動及び受託収入の計画額と実績額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったこと等による。

(注2)

投資活動による支出及び財務活動による支出の計画額と実績額の差は、政府出資金の定期預金化及び敷金支出を投資活動として整理したことによる。

(注3)

繰越金(収支差)には、資本金の一部(16百万円)が含まれている。

(注4)

受託収入の計画額と実績額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったことによる。

(注5)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの計画措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

別紙3-2

平成18事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	11,201	11,249	48	
経常費用	11,201	11,249	48	
業務活動による支出	10,850	10,601	△ 249	
投資活動による支出	0	335	335	(注1)
財務活動による支出	351	0	△ 351	(注1)
次年度への繰越金	0	313	313	(注2)
資金収入	11,201	11,249	48	
業務活動による収入	10,850	10,898	48	
運営費交付金による収入	5,980	5,980	0	
その他の収入	4,870	4,918	48	
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	351	351	0	
政府出資金による収入	351	351	0	
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

投資活動による支出及び財務活動による支出の計画額と実績額の差は、政府出資金の定期預金化及び敷金支出を投資活動として整理したことによる。

(注2)

繰越金(収支差)には、資本金の一部(16百万円)が含まれている。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

別紙3-3

平成18事業年度 資金計画

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計 画 額 (A)	実 績 額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	3,942	2,936	△ 1,006	
経常費用	3,942	2,936	△ 1,006	
業務活動による支出	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次年度への繰越金	0	0	0	
資金収入	3,942	2,936	△ 1,006	
業務活動による収入	3,942	2,936	△ 1,006	
受託収入	3,942	2,936	△ 1,006	(注1)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動及び受託収入の計画額と実績額の差は、被疑者・被告人国選弁護事業経費の支出実績が少なかったことに加え、国選付添事業経費の支出がなかったこと等による。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。